

第1節

人と自然を大切にした美しく住みよい村づくり

第1項

すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

第2項

持続可能な「循環型社会」の創出

第3項

地球温暖化防止対策

第4項

水資源の確保・保全と上下水道の整備

第5項

自然と調和した居住環境の整備

第6項

人にやさしい道路・ネットワークの整備

第7項

安心して暮らせる村づくり

(1-1-1)

第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

1. 自然環境の保全と共生



SDGs目標：6, 11, 12, 15, 17

4年後のめざす姿

- 本村の広大な自然を後世に引き継ぐため、今後も保全と共生に努めます。
- 住民参画による環境保全対策をより促進し、自然環境の保全と共生を進めます。
- 公共事業や開発等で失われた自然を新たに創出、代替する方法を検討します。
- 無秩序な樹木の伐採や虫食い状態の乱開発等を防止するため、現行制度の見直し強化を図ります。

現状と課題

- 昭和57年「原村自然環境保全条例」の制定以来、村のすぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらす恩恵を享受できるよう、自然環境の保全を図りながら住みよい郷土をめざして取り組んできました。
- この開発規制を行ってきたことが、すばらしい自然環境と景観を生み、本村の魅力を高め、人々が集まり村の活性化の一因となっています。
- 移住・定住政策のもとに、原山地区を中心に別荘や住宅の建設、開発が進み、自然環境がもつ許容能力の限界に近づいています。

具体的な施策

取組み	内容
①原村環境保全条例・規則の見直しと開発指導基準の整備	・必要に応じて原村環境保全条例・規則の見直しを行うとともに、新たに開発指導基準を設け周知します。
②環境保全に関する広報活動の推進	・広報誌、有線放送、ホームページなどを活用し、環境保全に関する啓発を行います。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
開発指導基準の整備	1件	3件

(1-1-2)

2. 美しい景観の保全と創出（重点施策）



SDGs目標：6, 11, 12, 15, 17

4年後のめざす姿

- すばらしい自然や景観は住民共通の資産として捉え、美しい景観の村づくりを村全体で取組みます。
- 良好な風景・景観を維持、育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠であることを啓発します。
- 公共事業等においては、景観に配慮した構造物へと転換を図ります。
- 景観形成に対する方針を踏まえた村づくりを推進することで、美しい景観の保全・創出に取り組みます。

現状と課題

- 本村は、平成27年10月に「日本で最も美しい村」連合へ加盟し、原村美しい村づくり推進委員会を発足し活動しているが、若い世代ほど効果を感じられないというアンケート結果もあり、更なる情報発信や活動等の検討が必要です。
- 村の景観保全と創出について、長野県景観条例による八ヶ岳山麓景観育成重点地域の指定や、ズームライン及びエコライン沿線の屋外広告物の規制が設けられています。また、八ヶ岳山麓を望む眺望の保全、沿道景観の保護に努めています。
- ズームライン沿線の地権者により景観形成住民協定が締結され、ラベンダーの植栽や環境美化運動を実施しています。

具体的な施策

取組み	内容
①景観形成基本方針の推進	・景観形成基本方針に基づき、景観重点整備等美しい景観の保全・創出を進めます。
②美しい村づくりへの取組み	・住民と行政が協働して景観を守り、美しくする活動を進めます。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
景観形成基本方針の実行	令和2年度景観形成基本方針策定	推進組織の設置による景観形成基本方針に基づいた制度や計画の策定

序論
第1章

第1章

第2章

基本構想
第3章

第4章

第5章

第1節

第2節

後期基本計画
第3節

第4節

第5節

資料編

(1-1-3)



3. 緑と花いっぱい運動の推進

SDGs目標：11, 12, 15, 17

4年後のめざす姿

- 住民とともに幹線道路への花や街路樹の植栽を行い、管理に愛着を持ってもらい公民協働の村づくりを推進します。
- 美しい花の景色を楽しめるよう休耕田を活用するなど、村全体をトータルコーディネートした計画を策定し、ストーリー性をもった取組みを進めます。
- 公民協働の村づくりの取組みとして、幹線道路への花、街路樹の植栽を推進し、美しい村づくりを推進します。

現状と課題

- 本村は自然豊かで、地形的にもすばらしい眺望と景観を有しています。
- 人通りの多い幹線道路沿いに風土に適した花や緑を植栽し、来訪者の目を楽しませるほか、住民の郷土愛の育成に取り組んでいます。
- 特定の団体に限られた場所での活動であったことから、広く全村的な取組みができるよう検討が必要です。

具体的な施策

取組み	内容
①住民参加による花や街路樹の植栽	・住民参加による花や街路樹の植栽の趣旨を啓発し、参加者の増加を図ります。
②管理や手入れに対する住民の参画促進	・広報誌、有線放送、新聞等で住民の参画を呼びかけます。 ・景観形成基本方針に基づいて、目的に応じた活動組織等の必要性や取組みについて検討する機会を設けていきます。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
住民参加による花や街路樹の植栽	7か所	8か所

(1-1-4)

4. 道路・河川の美化運動の推進



SDGs目標：3, 6, 11, 14, 15, 17

4年後のめざす姿

- 村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域住民にお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進します。
- 原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、不法投棄の防止を図ります。

現状と課題

- 道路については、老人クラブや原村観光連盟、原村建設事業協同組合等各種団体のボランティア活動による道路沿線の花壇づくり、草刈、側溝清掃のほか、各地区の出払い作業により環境美化活動が行われています。
- 河川を美しく保つため、大久保区、柳沢区、室内区の河川愛護団体や各地区を中心に、環境美化活動が行われています。
- 地域の生活環境を維持するため、身近な道路・水路等を住民と共同で維持、作業する原村環境維持事業を実施して、地域の連帯感を養い、共有財産として意識を高めています。

具体的な施策

取組み	内容
①清掃活動のPRと住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、有線放送、ホームページなどを活用して、環境美化に対する啓発活動を行います。 ・原村環境衛生自治推進協議会と協働で清掃ウォークなどを開催し、環境美化活動への住民参加を促進します。
②ポイ捨て防止のための広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し住民意識の高揚を図ります。
③環境維持事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各区と連携して、河川等の環境維持を図ります。
④外来種の駆除	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来植物の駆除を行います。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
環境美化活動の推進	年2回（春:全地区、秋:任意）	年3回（全地区）

(1-1-5)

5. 環境にやさしい公共事業



SDGs目標：3, 8, 9, 11, 14, 15

4年後のめざす姿

- 自然環境、生活環境に配慮した、環境にやさしい公共事業を推進します。

現状と課題

- 本村の景観として、また自然との共生において、河川は重要な資産であると考え、治水面や農業用排水機能だけでなく、自然や生態系に配慮した整備も重要です。
- これまでコンクリート主体の整備が行われてきた事実は否めませんが、今後の公共事業においても環境への配慮が求められています。

具体的な施策

取組み	内容
①環境にやさしい公共工事の推進	・計画段階から自然環境の保全、省資源・省エネルギー対策、環境負荷の少ない製品の使用促進等に配慮するとともに、建設副産物の再資源化等を推進します。
②道路の支障木の伐採	・台風等により道路脇の立木が村道に倒れ、枝が路上にかけると道路交通に支障が出るため、計画的に支障木の伐採を進めます。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
道路の支障木の伐採	年 1,000m	年 1,000m



(1-1-6)

6. 公害対策



SDGs目標：3, 6, 11, 12, 14, 17

4年後のめざす姿

- 行政、住民、事業者が連携して監視体制の強化を図り、公害の未然防止、不法投棄や屋外焼却の撲滅を図ります。
- 農業等の生産活動における公害防止とモラルの向上を図るとともに、公害に至らない迷惑行為については、住民相互で防止し、解決する努力も必要であることを啓発します。
- ペットを持つ飼い主のマナー向上を推進します。

現状と課題

- 環境基本法に規定する水質汚濁、騒音、悪臭等の公害で、環境基準を超えるものは村内では確認されていません。しかし、ダイオキシンや環境ホルモンなど有害化学物質による環境や人体への影響が懸念されています。
- 道路脇への空き缶等のポイ捨て、家電製品やタイヤ、バッテリーなどの不法投棄、農業用ビニールや家庭ごみの不法投棄や屋外焼却は、後を絶たない状況です。

具体的な施策

取組み	内容
①公害に対する監視体制の強化と事業者及び住民への意識啓発の推進	・河川の水質検査を年2回、定点観測します。
②ごみの不法投棄、屋外焼却の撲滅をめざしての監視体制の強化と住民への意識啓発	・定期的な巡回パトロールを強化し各区・自治会と協力するとともに、広報誌や有線放送、ホームページを活用して住民への意識啓発を行います。
③公害問題に関する相談窓口の充実	・県や関係機関と連携を図り、多様化する相談に対応します。
④ペットのふん害対策の推進	・広報誌、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、ふん放置行為禁止に対する住民意識の高揚を図ります。 ・ふん害多発地域へ啓発看板を設置し、ふん害防止と飼い主のマナー向上を図ります。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
不法投棄物の処理量	58 t	29 t 以下

(1-2-1)

第2項 持続可能な「循環型社会」の創出



SDGs目標：11, 12, 17

1. ごみの排出抑制とリサイクル

4年後をめざす姿

- ごみ排出に対する住民意識の啓発に努めます。
- ごみ処理基本計画の目標を達成できるよう、行政、事業者、住民がそれぞれの役割分担を認識し、ごみの発生抑制、再使用、再利用に取り組みます。
- ごみの排出量を抑制し、焼却ごみゼロをめざすため、3R（発生抑制、再使用、再利用）運動や観光客へのごみ持ち帰り運動等に取り組みます。
- 生ごみの堆肥化を支援する施策を通じて、リサイクル活動を促進します。
- リサイクルの可能性を研究し、資源の循環を促進します。

現状と課題

- 住民一人が1日に出すごみ（生活系）の排出量は、平成30年度551gで、前年度に比べると2.8%減となっています。
- 本村では、ごみ排出抑制のため、生ごみを各家庭で自家処理する機器購入者に対する助成を行っています。
- ごみのリサイクル率は、平成30年度では18.5%となり、長野県平均20.6%より低い状況です。



具体的な施策

取組み	内容
①ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発	・分別の徹底とごみの排出抑制について住民への意識啓発活動を行います。
②ごみの排出区分の細分化と資源化の推進	・新リサイクルセンターの建設に伴いスチール缶、アルミ缶、スプレー缶の分別収集及び粗大ごみの分別処理を行います。
③生ごみの自家処理の推進と堆肥化の推進	・生ごみ自家処理方法について、地区住民説明会や勉強会等を開催し、生ごみの資源循環の仕組みづくりを図ります。
④ごみ持ち帰り運動の推進	・村内の公共施設や観光施設及び別荘等で排出される家庭ごみの持ち帰りを推進します。
⑤3R(発生抑制、再使用、再利用)運動の推進	・広報誌、有線放送、ホームページなどを通じて、具体的な取組みを例示しながら住民意識の高揚を図ります。
⑥不用となった食器の再利用の促進	・住民団体等が開催する不用食器交換会等を支援し、再利用の促進と意識啓発を図ります。
⑦循環型社会とリサイクルに関する趣旨の啓発	・再生可能エネルギー・省エネルギーの推進組織を設立し、公民協働で循環型社会とリサイクルを推進します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値(令和6年)
一人が1日当たりに排出する家庭系ごみ	551g	440g
ごみのリサイクル率	18.5%	20%以上

(1-2-2)

2. ごみ処理体制の広域化



SDGs目標：9, 11, 12, 17

4年後のめざす姿

- ごみの排出区分については、茅野市・原村・富士見町で統一したことにより、さらなる循環型社会の構築を目指します。
- 南諏衛生施設組合のし尿処理施設について、老朽化への対応を検討します。

現状と課題

- 本村のごみ処理は、各地区・自治会で管理するごみ収集ステーション等に出されたものを、行政による委託事業により収集運搬しています。可燃ごみは、諏訪南清掃センターで焼却し、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶類については、南諏衛生センターで資源化していますが、新リサイクルセンター稼働後には南諏衛生センターは閉鎖するため、不燃ごみ・粗大ごみの直接持ち込み先は新しいリサイクルセンターになります。
- 施設の老朽化、最終処分場の問題については今後検討を要する課題となっています。

具体的な施策

取組み	内容
①し尿処理施設の検討	・現在使用している南諏衛生施設組合し尿処理施設の老朽化に伴う対応の検討をします。
②諏訪南清掃センターの検討	・施設の延命化や今後の更新計画に対する検討をします。
③最終処分場の検討	・焼却灰処理方法を含めた上で、施設延命化や更新計画に対する検討をします。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
老朽化したし尿処理施設への対応	検討開始	施設延命化のための更新又は処理施設を村単独で所有するかなど、処理方法の決定

(1-2-3)

3. 環境と農業のかかわり



SDGs目標：3, 6, 11, 12, 14, 15

4年後のめざす姿

- 畑等から河川に流入する肥料成分（窒素、リン）を抑制し、水質の浄化に取り組みます。また、懐かしい里山の風景を再現し、生物や植物の多様性を維持・回復することで、子どもたちに水生生物や植物の観察等体験学習の場を提供します。
- 農業用プラスチックについては、資源や燃料としての再利用を検討し、あわせて生分解性マルチなどのエコロジー資材の導入も推進します。

現状と課題

- 近年化学肥料や農薬への依存度が増し、土づくりがおろそかになる傾向にあり、また、農家の高齢化や後継者不足により遊休荒廃農地が増加しています。
- 土壌診断に基づく適正施肥を、信州諏訪農業協同組合や農業農村支援センターの指導で実施し、原村で生産される畜産農家の糞尿を熟成させた有機肥料の購入費の一部を補助するなど、有機肥料の利用を推進するとともに農地流動化の促進に努めています。
- 本村は天竜川水系、富士川水系の最上流部に位置し、水質の保全について深いかかわりを持っていますが、近年本村の下流域に位置する諏訪湖の汚染が問題となっています。
- 農業生産には被覆シート、マルチシート、肥料袋等、多くのプラスチック資材が利用されています。現在農業用廃プラスチックは農協が有料で回収処理しており、これらの廃棄物には再利用可能な物もあります。

具体的な施策

取組み	内容
①土壌診断による適正施肥、減農薬と有機農法の推進	・土壌診断に基づく有機肥料の利用に対して補助を行います。
②農業用廃プラスチックの適正処理と資源活用	・村が令和2年度から行う産業廃棄物の集団回収と連携し農業用廃プラスチックの回収を実施するとともに、再利用化やエコロジー資材の導入を推進します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
農業用廃プラスチック処理量	51.4t	48.8t

(1-3-1)

第3項 地球温暖化防止対策

1. 再生可能エネルギー利用の促進及び省エネルギーへの取り組み



SDGs目標：1, 2, 3, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17

4年後のめざす姿

- 地球環境や村の環境保全に寄与する再生可能エネルギーの導入を促進するため、村の森林資源等を活用するとともに、農業生産との連携や再生可能エネルギー利用による新たな産業、雇用の創出を図ります。
- また、持続可能な社会の構築を目指し、住民の一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう節電・省エネ運動や環境教育、学習機会を充実させ、地球温暖化問題に対する住民意識の高揚を図ります。

現状と課題

- 「新エネルギービジョン」「省エネルギービジョン」を策定しましたが、東日本大震災を契機に再生可能エネルギーの導入や利用拡大等エネルギー政策の転換が全国的に急務となったことを受けて、「原村新エネルギー・省エネルギー推進委員会」を設置していますが、新たな取り組みについては、実施に至っていません。
- 地球温暖化は最も深刻な環境問題とされ、2015年12月には温室効果ガスの削減に取り組む「パリ協定」が採択されました。世界規模で地球温暖化対策に取り組むこととなり、これまで以上に自治体におけるエネルギー対策が重要となっています。

具体的な施策

取組み	内容
①再生可能エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・原村新エネルギー・省エネルギー推進委員会により再生可能エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進を検討します。 ・エコカー、木質バイオマスの普及に取り組めます。 ・森の森林資源を有効活用するため、薪ストーブ利用者等を対象に薪割機を貸し出します。
②環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携や村づくり講座により、環境学習会の充実を図ります。 ・国・県等の動向を注視しながら、当村で可能な地球温暖化防止に繋がる施策を検討します。
③公共施設等における温室効果ガス削減	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減率の向上に取り組めます。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
環境学習会等を通して、新たな施策を検討	—	策定

(1-4-1)

第4項 水資源の確保・保全と上下水道の整備

1. 水資源の確保と調整



SDGs目標：2, 6, 12, 13, 15

4年後のめざす姿

- 河川の水質改善や汚染防止に努め、安全な水資源の確保を図ります。
- 水資源の保全、確保のために、植林や間伐等の森林を整備します。
- 井戸による地下水の利用については、原村環境保全条例の基準に沿った利用を図ります。また、水道水、農業用水とも年々需要が増加し、安定的水資源の確保が必要なため、深井戸については水利調整を行うとともに、効率的、安定的な水利用を図るため、計画的な施設整備を推進します。

現状と課題

- 自然条件に左右され、また有限である水資源を秩序無く開発すると、資源の枯渇につながり、住民生活や農業経営に深刻な影響をもたらします。
- 天竜川水系と富士川水系の最上流部に当たる本村においては、水質汚濁物質の不法投棄防止や、水源かん養林としての森林育成が重要です。
- 本村は、河川が少なく水資源の確保が重要となっていますが、近年水の汚れがみられます。
- 河川や水路の水利用については農業用としての利用が主であり、水路等の改修による有効利用に加え、防災への対応も求められています。

具体的な施策

取組み	内容
①水源地の保全（保安林の適切な維持管理）	・関係地区の同意を得ながら水源かん養林の健全な維持に努めます。
②農業用施設の適正な維持管理の推進	・ため池の浚渫や農業用水路の補修により、農業用水の効率的な利用を図り、また、村内の畑かん施設の定期的な整備により揚水機能の低下を防ぎます。 これらの維持工事については極力補助事業を導入し地元負担の軽減を図ります。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
ため池浚渫工事、畑かん揚水機場ポンプ入替工事の実施	年1か所	年1か所

序論
第1章

第1章

第2章

基本構想
第3章

第4章

第5章

第1節

第2節

後期基本計画
第3節

第4節

第5節

資料編

(1-4-2)

2. 給水施設の整備と施設の有効利用



SDGs目標：6, 9, 11, 17

4年後のめざす姿

- 「安全でおいしい水」供給のため水道事業を実施します。
- 災害に強いライフライン整備のため、断水区域を最小限にします。
- 水の安定供給のため、老朽化したVP管(塩ビ管)の布設替えを計画的に施工していきます。
- 水道事業の健全経営を推進するため、コスト縮減や効率的経営に努めていきます。

現状と課題

- 水道の普及率は99%となっており、ほとんどの世帯に水道水を供給しています。
- 村内においては、現在8か所の水源で地下水をくみ上げています。「安全でおいしい水」を供給するため、水道法に基づき毎年水道水質検査計画を定め、水質検査を実施し、水の安全性を確保しています。

具体的な施策

取組み	内容
①老朽管の布設替えの実施	・老朽管及び鉛管の布設替えを計画的に実施します。
②災害に強い水道設備の整備	・水道施設の耐震化を検討し整備します。 ・複数配水池からの給水が行えるように配水管網の見直しを行います。 ・水源等監視システムの更新を行います。
③健全経営の推進	・経費の節減に努め、安定した経営を実施します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値(令和6年)
老朽管の布設替え延長	年1~2km	年2km以上

(1-4-3)

3. 水質保全と生活排水浄化施設の整備



SDGs目標：3, 6, 11, 14, 15, 17

4年後のめざす姿

- 水環境が豊かな村として発展していくため、「水環境・資源循環のみち 2015」構想に基づいて浄化槽を含む生活排水処理施設の機能や利用者の利便性・快適性を維持し、適切な維持管理のもとに生活排水対策を行います。
- 河川の水質向上に向けて森林の保全や環境型農業への転換、河川の自浄作用の回復を図ります。

現状と課題

- 本村は、天竜川水系、富士川水系の最上流部に位置し、村内を流れる河川は諏訪湖に流入しています。下水道の整備により、生活排水による河川への負荷は軽減されていますが、下水道整備区域外への浄化槽は年間約30基が新しく設置されています。
- 平成13年の浄化槽法改正以前に建築された住宅については、単独処理浄化槽が設置されている状況であり、合併処理浄化槽への転換が進まない状況にあります。また、浄化槽の中には維持管理が不十分なものもあります。
- 生活排水以外の河川の汚染源として、農地から流出した窒素等肥料分の流入が問題になっています。

具体的な施策

取組み	内容
①河川等の水質検査の継続実施	・河川の水質検査を毎年実施します。
②浄化槽設置者への適正な維持管理意識の啓発	・下水道整備区域外の既存住宅に対し、合併処理浄化槽への切り換えの推進及び浄化槽の維持管理の徹底を図ります。
③下水道整備区域外のし尿・生活排水の処理	・地勢や使用状況等に合った、し尿・生活排水処理施設の導入を検討します。
④浄化槽排水の処理方法の研究	・国、県の基準を参考にしながら、今後の浄化槽排水処理方法について研究します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
合併処理浄化槽清掃率	15%	45%

(1-4-4)

4. 下水道事業の運営管理



SDGs目標：3, 6, 11, 14, 17

4年後のめざす姿

- 下水道施設の適切な維持管理に努め、利用者の利便性を維持します。
- 下水道事業の健全経営を推進します。

現状と課題

- 下水道事業は、昭和60年度から、諏訪湖流域関連特定環境保全公共下水道事業として整備を進めてきました。整備事業が終了し、今後は施設維持管理を計画的に行っていきます。

具体的な施策

取組み	内容
①下水道接続率向上のための啓発活動の推進	・訪問や文書により効果的に接続をお願いします。
②計画的な管路調査による維持管理の推進	・管路の長寿命化のため、破損箇所の早期発見修理、適正な維持管理を実施し維持管理費の縮減を図ります。
③下水道使用料の適正な料金体系の検討	・適正な下水道使用料を検討します。
④健全経営の推進	・経費の節減に努め、安定した経営を実施します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
下水道接続率の向上	98.6%	99.0%
管路調査	年1 km	年2 km

(1-5-1)

第5項 自然と調和した居住環境の整備

1. 住宅用地の確保



SDGs目標：5, 9, 11, 12, 17

4年後のめざす姿

- 人口減少対策と少子化防止のため、村の中心に近い場所に若い子育て世代の移住・定住促進のための優良で安価な住宅地の確保を推進します。
- 耕作不適地の転用を推進するとともに、住宅用地の需要と民間事業者による住宅用地供給のバランスを見極めながら、本村に転入を希望する人々の受け皿としての住宅団地の整備を検討します。
- 分譲住宅用地以外にも若年層を中心とする生産年齢人口の移住・定住の促進に効果的な公営住宅用地の確保と建設を検討します。

現状と課題

- 住宅用地の確保は、人口の減少に歯止めをかけ、村の持続性ある発展のため重要な課題です。
- 払沢上フラワー団地の分譲価格を見直し（値下げ）販売したが、完売に至っていません。
- 民間事業者による宅地開発が活発に行われています。
- 原山地区、上里地区は人口が増加しており、八ヶ岳中央高原の森林地帯への転入が顕著です。
- 本村の人口は現在横ばい状態ですが、核家族化等によって世帯数は増加しており、村の人口維持のためには今後も新たな住宅地の確保が必要です。

具体的な施策

取組み	内容
①払沢上フラワー団地の分譲促進	・ホームページや広報媒体によるPRを行い、早期完売を目指します。
②新たな住宅団地整備の検討	・若い子育て世代の移住・定住を促進するため、住宅用地による住宅団地供給のバランスを見極めながら、村の中心に近い場所に優良で安価な住宅団地の造成を検討します。
③耕作放棄地等を中心とした住宅用地への転用推進	・新たな住宅の確保の一環として、耕作放棄地や耕作不適地の住宅用地への転用を推進します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
新たな住宅地の分譲開始	0区画	5区画

序論
第1章

第1章

第2章

基本構想
第3章

第4章

第5章

第1節

第2節

後期基本計画
第3節

第4節

第5節

資料編

(1-5-2)

2. 住宅対策の拡充（重点施策）



SDGs目標：5, 9, 11, 12, 17

4年後のめざす姿

- 少子高齢化のなかで村を維持し活力ある地域をつくるため、さらなる若者の移住・定住を促進するため、住宅地整備を充実します。
- 近い将来発生すると想定される東海地震、東南海地震、首都圏地震等から、住民の生命、財産を保護するため、耐震診断や耐震補強工事を促進します。
- 空き家を利活用しながら、移住・定住へ繋げていきます。

現状と課題

- 令和元年度における一般住宅の建築工事届の件数は59件で、内新築件数は55件です。村営住宅については、低所得者向けの公営住宅6戸、中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅8戸があります。
- 空き家対策について具体的な施策がなく、物件はあってもあまり利活用されていません。

具体的な施策

取組み	内容
①住宅耐震改修事業	・ 建築年が昭和56年以前の木造建築物を対象に耐震診断と耐震補強工事を推進するための補助を実施します。
②空き家の利活用	・ 空き家を利活用するための補助支援を検討します。 ・ 空き家を利活用した就農体験やリノベーション体験イベント、若者定住シェアハウス等の検討をします。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
移住・定住を促進するための事業の策定	未策定	空き家等を利用し、定住促進につながる補助制度の策定

(1-5-3)

3. 各種規制の検討



SDGs目標：6, 11, 15, 17

4年後のめざす姿

- 優れた住宅環境やまち並みの保全を図るため、新たにきめ細かな開発基準等の整備を行い、統一のとれた制度として推進していきます。また、新たに行われる大規模な宅地開発等においては、建築協定等を結び、自然環境や景観、生活環境に配慮した住宅地の形成を図ります。さらに、住宅の増加等を考慮すると、計画的な土地利用を進め無秩序な開発を防止するため規制等についても検討します。
- うるおいのある住宅地の形成に向け、建築ガイドラインや住民協定等を検討します。
- 住みやすいうるおいのある住環境を創出するには、住民の弛みない努力が必要であることを啓発します。

現状と課題

- 居住環境の保全については、「長野県景観条例」や「原村環境保全条例」により、開発に関する規制を行い、乱開発の抑制と良質な居住環境の維持に努めています。
- 太陽光発電は自然エネルギーの優れた活用方法ですが、地上設置型の太陽光発電施設については景観や環境への影響を考慮して、「原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づき事業が行われています。

具体的な施策

取組み	内容
①原村環境保全条例に基づく適正な規制と誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きホームページなどで条例を周知し、居住環境の向上を図ります。 ・事業用の太陽光発電施設等について、「原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づいて、景観や周辺の環境に配慮した施設となるように誘導していきます。
②自然環境や景観、生活環境に配慮したうるおいのある住宅地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・原村環境保全条例の見直しや景観計画の策定により、景観や生活環境に配慮した住宅地の形成を推進します。 ・景観を損ねる違反広告物が設置されないように努めます。
③各種条例等の導入に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・居住環境の向上に対する住民ニーズを把握したうえで、規制等を検討します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
良質な住環境を創出するための施策の検討	未策定	開発指導基準の作成等、原村環境保全条例の見直し

(1-5-4)

4. 公園・緑地・水辺空間の整備促進



SDGs目標：6, 11, 12, 15

4年後のめざす姿

- 安心して子育てができる環境を整えるため、子どもを遊ばせながら大人も憩う事が出来る公園の整備や既存公園の見直しを検討します。

現状と課題

- 各地区に広場やグラウンドを整備し、地区管理のもと利用されています。
- 本村の河川は急しゅんで川幅が狭いため、親水広場等の設置は阿久川の一部に限られています。

具体的な施策

取組み	内容
①自然と暮らしが調和した公園・緑地等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・おらほうのむらづくり事業を活用し、住民参加の公園緑地の整備を進めます。 ・コミュニティ助成事業を活用し、自然と暮らしが調和した公園、緑地の整備を推進します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
おらほうのむらづくり事業・コミュニティ事業の活用件数	2件（年）	3件（年）



(1-6-1)

第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備

1. 主要地方道・県道の整備促進



SDGs目標：3, 9, 11, 13, 17

4年後のめざす姿

- 地元住民から切実な要望のある拡幅改良や歩道設置等の事業化を図るため、関係機関と連携し、地権者の理解が得られるよう調整を図ります。
- 道路管理者である県と情報交換・提供、要望等緊密に連携をとり、住民が安心して利用できる道路環境整備を図ります。
- 国道20号坂室バイパスへの接続の円滑化を図ります。

現状と課題

- 主要地方道・県道は村内の各集落を結び、さらに他市町や諏訪南インターへも連絡しています。
- 幹線道路である県道は、一部集落内に未改良区間があり、交通環境の悪化を招いており、諏訪建設事務所等と連携し、住民の理解と協力を得て、拡幅改良や安全施設の整備が必要です。
- 集落内を通過する部分は、2車線化の改良がおおむね完了していますが、集落内を通過する道路の一部に用地買収困難な箇所が残っています。

具体的な施策

取組み	内容
①一般県道・神ノ原青柳停車場線の歩道設置（払沢）	・県と連携を図りながら、早期に歩道設置事業が円滑に進むよう取り組みます。
②県道払沢茅野線、宮川・坂室のJRガード下の拡幅改良	・茅野市へ接続する幹線道路(緊急輸送路)JRガード下は交互通行状態であるため、早期代替ルートの検討が実現できるよう関係機関へ要望します。
③主要地方道・茅野北杜葦崎線の歩道設置（中新田地区内）	・県と連携を図りながら、歩道設置事業が円滑に進むよう取り組みます。また事業採択延長の拡大も検討します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
一般県道・神ノ原青柳停車場線の歩道設置	0m	300m

序論
第1章

第1章

第2章

基本構想
第3章

第4章

第5章

第1節

第2節

後期基本計画
第3節

第4節

第5節

資料編

(1-6-2)

2. 村道の維持管理と整備促進



SDGs目標：3, 9, 11, 13, 17

4年後のめざす姿

- 安全で円滑に走行でき、他地域へのアクセス向上対策を図るため、合理的な整備を検討します。
- 道路構造物の老朽化が進行していますので、早期に現状を把握し、点検・診断・措置・記録によりメンテナンスサイクルの構築を図り、老朽化対策に取り組めます。
- 橋梁等の長寿命化計画策定に向けた取り組みを実施し、適切なメンテナンスを行うとともに長期的なコスト圧縮を図り、予防保全型の維持管理に努めます。

現状と課題

- 村道は、計画的に整備を進めていますが、幹線道路の一部に未改良区間があり、今後も取り組む必要があります。
- 諏訪南インターに直結するズームライン、エコラインなどは大型車の交通量が増加し、道路舗装の損傷等がみられ、早期対策が必要となっています。
- 茅野市から富士見町方面への通勤車両は、一部の時間帯に渋滞箇所が生じており交差点改良等対策が求められています。
- 平成26年に道路法が改正され、全ての橋梁について5年に1回点検を実施することが義務化されました。

具体的な施策

取組み	内容
①村道の計画的な整備の促進	・道路舗装状況や住民要望等を考慮しながら計画的な修繕、整備を行います。
②道路等の老朽化対策	・橋梁は5年に一度、近接目視による点検を実施し、舗装、照明等は点検・調査を実施してメンテナンスサイクルの構築を図ります。
③茅野市、JR 青柳駅へつながる道路の拡幅改良 (御狩野判之木線)	・茅野市と行政界を跨ぐ道路であるため、茅野市と連携しながら整備を図ります。(未改良区間 原村88m、茅野市98m)
④中央道側道の拡幅改良	・未改良区間の早期事業化に向け、調査、検討します。
⑤橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の保全	・村内の全124橋については平成30年度に第1期目の長寿命化計画を策定し修繕を行っていますが、改めて第2期目の長寿命化計画を策定して全橋梁を対象にした修繕計画策定に向け、取り組めます。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値 (令和6年)
橋梁点検、診断の結果に基づく計画的な修繕	5橋	12橋
舗装道路の整備(舗装率)	56.2%	58.0%

(1-6-3)

3. 交通安全と道路環境の整備



SDGs目標：3, 9, 11, 13, 17

4年後のめざす姿

- 道路体系の見直しによる交差点改良、交通安全施設の整備に引き続き取り組みます。
- 関係団体や地域住民と連携し、現地に適合した安全施設を整備するとともに関係機関に要望します。
- 歩行者については、高齢者や障がい者等誰でも安心して歩けるようにするため、歩道や道路照明の設置について検討します。
- 関係機関と協力し、通学路の危険箇所の点検、横断歩道の設置要望等を行ないます。
- 交通事故防止については、継続的な活動を行う必要があるため、普及・啓発活動を継続し、交通安全意識の高揚を図るとともに、学校・PTA などあらゆる機会をとらえ、交通安全教育の推進を図ります。
- 冬期間における交通安全を確保するため、道路の除雪・融雪体制の充実を図り、安全な道路環境の整備を推進します。

現状と課題

- 安全で快適な交通を確保するため、危険箇所における安全対策、安全設備の整備に努めています。
- 村内の事故件数は減少傾向にありますが、年間に20件前後の交通事故が発生し、死傷者は30人前後となっています。
- 本村は寒冷地で、冬期間は降雪や凍結により、交通上の支障や交通安全上の危険が伴います。

具体的な施策

取組み	内容
①交通安全施設の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路や歩行者が多い村道で用地的に歩道が設置できない箇所については、ドットライン、歩行者専用のグリーンラインを設置します。 ・交差点については路面標示、歩車分離用ポールを設置、滑り止め舗装工事等の安全施設を整備します。
②安定的・継続的な除雪体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・諏訪建設事務所除雪連絡会議と連携し、除雪体制の強化、除雪作業の効率化を図るとともに道路情報の収集と提供に努めます。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
年間交通事故発生件数	17件 (H27～R元の平均)	16件以下
通学路歩道整備 (グリーンライン設置件数)	4箇所	年1箇所 (復元も含む)

序論

第1章

第1章

第2章

基本構想

第3章

第4章

第5章

第1節

第2節

後期基本計画

第3節

第4節

第5節

資料編

(1-6-4)

4. 公共交通の充実（重点施策）



SDGs目標：5, 9, 11, 17

4年後のめざす姿

- 暮らしやすい地域づくりのため、住民ニーズに応えた、交通体系の構築を目指します。
- 高速バスと公共交通との連携を図り、利便性向上を目指します。
- 高速バス会社とタクシー会社等民間業者と連携し利便性向上を目指します。
- デマンド型乗合タクシーやライドシェア※の導入等、実情に合った交通手段の見直しを目指します。

【用語の説明】

※ ライドシェア…自家用車の相乗り、ドライバーと相乗りする人を引き合わせるサービス。

現状と課題

- 茅野市と原村が「茅野市・原村地域公共交通活性化協議会」を設置し、運行事業者が国庫補助を受け運行していますが、赤字分は村が補てんしています。しかし、国庫補助金の減少に伴い赤字補てん額は年々増加しています。
- 本村の公共交通は、通学通勤や病院への通院等住民の生活を支えるため、平日の定時定路線運行を行っています。現在は、茅野駅から原村払沢車庫までの「穴山・原村線」、朝晩の役場までとすずらの里駅までの「セロリン号」による通学通勤支援便、村内を4方向に循環する原村循環線を運行していますが、利便性の高い公共交通手段の検討はできていません。
- 地域の要望により交通弱者に配慮したフリー乗降の設置や、通学通勤支援便等の充実を図ってきた一方、公共交通空白地域への路線拡大も必要に迫られています。
- 高速バスは、利便性・経済性に優れ多くの方が利用していますが、高速バス停までの公共交通の利便性が低く、利用者の多くは自家用車を使用しています。
- セロリン号が1日4便「中央道原バス停」にアクセスしていますが、時間帯等ニーズに合った交通手段の検討が必要です。
- 高速バス利用推進のため、平成29年までに45台分の駐車場を整備しました。今後については、必要に応じ駐車場の拡充・確保を検討します。

具体的な施策

取組み	内容
①持続可能な公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用意向アンケート、地域懇談会、調査事業所の検証結果等に基づいて路線・ダイヤを見直し、公共交通の利用促進を図ります。 ・住民の方に利用方法等の周知を改めて行います。
②他の公共交通との連携の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・電車や高速バスなど他の公共交通と接続する利便性の高い公共交通手段を検討します。
③高速バス利用者用の駐車場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高速バス利用者用駐車場の利用状況等を鑑みながら、拡充の必要性を検討します。 ・利用者の利便性を図るため、駐車場の外灯を整備します。
④高速バス停におけるタクシー情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高速バス停からの移動手段を確保するため、タクシー情報の充実を図ります。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
ゼロリン号利用者数（延べ）	18,862人	20,000人
高速バス停駐車場の外灯設置	0灯	4灯



(1-7-1)

第7項 安心して暮らせる村づくり



SDGs目標：5, 11, 13, 17

1. 消防力の強化

4年後のめざす姿

- 消防施設・設備の計画的充実により効果的な消防体制づくりを進めます。
- 農閑期や冬季等の減水期における水利の確保を図るとともに、新興住宅に対応した、計画的な整備を行います。
- 魅力ある消防団となるよう検討するとともに、女性消防団員の確保を図り、全消防団員の技術向上を図ります。
- 大規模な災害に対処できる消防団員を確保するとともに、災害時における消防団員OBや地域住民との協力体制の整備について積極的に研究、推進していきます。
- 装備面においても、計画的な更新を図っていきます。

現状と課題

- 本村の消防体制は、諏訪広域消防（常備消防）と原村消防団（非常備消防）の2つの組織により運営されています。
- 村内の消防水利は、防火貯水槽85基、防火貯水池3か所、消火栓641基を中心に整備されており、他は河川等の自然水利となっています。
- 原村消防団は、現在4分団、団員200名で組織されており、ポンプ操法大会等を通じ、消火訓練や水防訓練等の訓練を重ねています。また平常時においては火災予防広報、防火診断等に従事し、広範囲な消防活動にあたっています。しかし、消防団員の多くが村外勤務者で、迅速な招集や新入団員の確保が困難になっています。
- 現在、ポンプ車1台・小型動力ポンプ付積載車9台が各分団に配備されています。

具体的な施策

取組み	内容
①防火貯水槽と消火栓の設置促進	・防火貯水槽、消火栓の整備を計画的に行います。
②消防団員の確保と育成	・消防団OBの再入団と、女性消防団員の確保を図ります。 ・消防団員の技術練磨に努め、災害に対応します。
③消防車両の更新	・消防車両の計画的な更新と小型軽量化を図ります。
④消防屯所の更新	・消防屯所の計画的な更新と耐震化を図ります。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
女性消防団員数	7人	8人
消防車両の更新台数	7台（5台更新済み）	2台（4年間累計）
消防屯所の更新数	2棟（1棟更新済み）	1棟（4年間累計）



(1-7-2)

2. 防火意識の高揚



SDGs目標：1, 11, 17

4年後のめざす姿

- 個人住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置率100%を目指し、指導・広報を行います。
- 防火意識を高めるため、行政区単位の防災訓練に合わせ消火訓練を行います。また、各事業所への防火指導を徹底します。

現状と課題

- 近年の住宅火災では、高齢者の死傷者が特に増えており、消防団員による一人暮らし高齢者宅への訪問や、高齢者住宅の防火診断を実施し、火災の未然防止を促進しています。
- 消防署と消防団が協力し、火災予防の広報等防火意識の高揚に努めています。

具体的な施策

取組み	内容
①一人暮らし高齢者家庭訪問の実施	・一人暮らしの高齢者住宅を訪問し防火診断を行い、火災の未然防止を促進します。
②住宅用火災警報器の設置促進	・住宅用火災警報器の設置促進のため広報活動と設置の指導を行います。
③原小学校2年生による防火広報の実施	・原小学校2年生により村内各事業所を訪問し、防火について呼びかけを行い防火意識の高揚を図ります。
④消火訓練の実施	・各地区で行われる防災訓練に合わせ消火訓練を行います。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
住宅用火災警報器設置率	78%	80%以上

(1-7-3)

3. 防災体制・対策強化（重点施策）



SDGs目標：11, 13, 17

4年後のめざす姿

- 災害に対して、住民、地域及び村がそれぞれの役割に基づき迅速に対応できる「災害に強い村」を目指します。

現状と課題

- 本村は、過去の集中豪雨・台風に伴う河川の氾濫や大雪等により甚大な被害を受けました。こうした自然災害に対処するため、防災対策の強化に取り組んできました。
- 本村は、東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域に指定されました。
- 東日本大震災及び長野県北部地震、長野県神城断層地震等大きな地震の際、本村でも大きな揺れを観測しました。
- 近年、地震をはじめ気候変動に伴う風水害等の自然災害や、武力攻撃事態等の特殊災害へ備え、住民の生命、身体及び財産の保護への取組みが増々重要視されており、住民の関心も高まっています。
- 国の地震防災対策を反映して、令和2年度に原村地域防災計画の改定業務を行いました。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、国や県などからの情報を踏まえ迅速かつ的確な対応が求められています。



具体的な施策

取組み	内 容
①防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や各種講習会、広報誌等による情報提供、啓発活動により、住民の防災意識を高めます。 ・防災訓練や自主防災組織等、防災活動への積極的な参加促進を図ります。 ・自主防災組織等の担い手として「防災士」の養成に取り組みます。
②連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・区・自治会や自主防災組織等の地域団体と連携し、災害時要援護者の支援等、地域における防災体制と地域防災力の向上を図ります。 ・災害時における情報伝達手段を拡充し、住民をはじめ消防・警察等の関係機関との連携を強化します。 ・原村おらほうのむらづくり事業、原村自主防災組織防災活動支援補助金等を活用し、自主防災組織の体制強化を推進します。
③防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・原村地域防災計画の見直しと計画の推進を図ります。 ・災害発生時を想定した業務継続計画を策定します。 ・対策本部や防災・危機管理担当部署の強化を図り、災害や感染症等に対して迅速かつ的確に対応します。
④緊急物資及び応援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に備え、食糧や医薬品、防災資機材等を備蓄します。 ・災害時の応援（支援）協定等の締結により、応援体制を確保します。
⑤住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震が発生した際に、家屋の倒壊による被害を最小限に止めるために、住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
自主防災組織の団体数	14 団体	15 団体

(1-7-4)

4. 地域安全体制の確立



SDGs目標：3, 11, 16, 17

4年後のめざす姿

- 警察や防犯指導員等の協力により、地域安全活動の推進を図るとともに、地域ニーズに即した防犯灯の設置を推進し、広報活動や防火・防犯パトロールなどを通じ、地域安全意識の高揚に努めます。
- 「原村安全なまちづくり条例」に基づき、住民一人ひとりに地域の安全を考えてもらい、防犯意識の高揚、醸成を図ります。
- 保護者、学校、地域が連携し、子どもを犯罪から守ります。

現状と課題

- 地域社会における近隣住民同士の綿密な関係が薄れ、犯罪を未然に防ぐ防犯抑制機能が低下している状況を踏まえ、改めて地域全体での地域安全体制の確立が課題となっています。

具体的な施策

取組み	内容
①防犯灯の設置等の推進	・地区の要望をふまえ、防犯灯の設置及び修繕に対して助成支援します。
②地域安全活動の推進	・防犯診断・街頭広報等により、防犯意識の高揚と犯罪防止を図ります。 ・緊急メールなどによる犯罪発生状況や防犯対策に関する情報提供を行い、住民の犯罪に対する関心と対策を促進します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
街頭広報	年4回	年4回
緊急メールの登録者数（防犯）	839人	2,000人

(1-7-5)



5. 治山事業と河川改修の推進

SDGs目標：11, 13

4年後のめざす姿

- 地球温暖化が進展し、極端な大雨や強度な台風の頻度の増大、激甚化が懸念されています。危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、迅速かつ的確に復旧事業に取り組みます。

現状と課題

- 村内の保安林は、水源かん養保安林 108ha であり、保安林の大部分は立場川渓谷を保全するものです。
- 治山事業については、災害復旧、災害の未然防止事業を実施してきました。近年、水源のかん養、自然環境、生活環境の保全、山地災害の防止等、森林のもつ公益機能の充実が必要となっています。
- 原村には、3つの一級河川と16の普通河川があり、そのうち6河川が砂防指定を受けています。河川改修は、ほ場整備事業の進捗により、概ね改修工事は終了しています。しかし、ほ場整備事業区域外の場所においては未整備の箇所があり、護岸整備が進められています。
- 各河川は、洪水時には護岸崩壊や沿線の農地等への被害が発生する恐れがあります。河川改修については、国・県等の関係機関との連携を図りながら、河川整備と安全の確保に努めてきました。

具体的な施策

取組み	内容
①危険箇所の把握と出水後のパトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、出水期前に村の防災関係部署で危険箇所パトロールを実施し、状況の把握と住民への周知を行います。 ・警報が発令された場合は、状況を判断しつつ速やかにパトロールを実施し、状況把握に努めるとともに、必要に応じてパトロールの結果を住民に迅速に周知します。
②災害発生後の迅速かつ的確な災害復旧への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール及び区・自治会や住民からの通報により状況を把握し、県と連携を取りながら迅速に災害復旧を実施します。
③住民からの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合は、有線放送や緊急メール等で周知するとともに情報提供を依頼します。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
危険箇所の把握	年1回	年2回

(1-7-6)

6. 消費生活の安全と向上



SDGs目標：1, 10, 11, 16, 17

4年後のめざす姿

- 高齢者が特殊詐欺被害にあわないよう啓発活動を推進します。
- 消費者の利益を保護するためより速い情報提供に努めます。

現状と課題

- 近年の経済社会のグローバル化や高度情報化社会の進展等に伴う、モノ中心の消費から通信等サービスへのシフト、高齢化社会の進展等、消費者を取り巻く環境は、多種多様化し、消費者問題も複雑高度化しています。特に高齢者を狙った悪質商法による消費者被害や特殊詐欺の被害は後を絶たない状況となっています。

具体的な施策

取組み	内容
①消費生活情報の提供	・啓発文書の配布等により、住民の意識高揚を図ります。
②消費者組織や消費生活サポーターの育成及び「見守り」活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県等が開催する講座やセミナーの情報を提供します。 ・子ども・高齢者安全対策ネットワーク会議の開催や消費生活サポーターの登録数を拡充し、見守り体制の強化を目指します。 ・地域で取り組む高齢者の「見守り」を強化し、特殊詐欺被害等の未然防止の推進に努めます。
③消費生活相談体制の確立	・消費生活センターと連携を図り、相談窓口機能の強化を図ります。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
消費生活サポーターの登録者数	7人	10人

(1-7-7)

7. 住民相談の充実



SDGs目標：1, 5, 11, 16, 17

4年後のめざす姿

- 国、県等の専門機関との連携を強化し、各種相談体制の周知や人権意識の高揚のため学校・地域・職場等のあらゆる場や機会を通じて啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

現状と課題

- 住民が安心して暮らしていくために、法律、人権、行政、心配ごとに関する無料相談所を定期的に開設していますが、生活形態の都市化、多様化に伴い、相談内容も専門的、複雑化していく傾向にあります。
- 高齢者が抱える法律問題としては財産管理や遺言・相続問題等が増加してきています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺被害も後を絶たず大きな問題となっています。
- 国民の基本的な人権は憲法で保障されていますが、私たちの周囲には、社会的に不平等な扱いを伴うさまざまな問題が少なからず存在しています。
- 村では定期的に行政相談を行っています。委員の認知率は全国的に低く、当村の相談件数も伸びていない状況です。

具体的な施策

取組み	内容
①相談体制の充実	・弁護士による無料法律相談をはじめ、人権擁護委員による人権相談、行政相談委員による行政相談を開催します。
②広報、啓発活動	・各種相談について、積極的な広報・啓発を行うことにより認知率を高めていきます。
③心配ごと相談体制の充実	・住民が安心して相談に来られるよう、民生委員による心配ごと相談所を開設し、相談体制の充実を図ります。

施策の達成指標

項目名	現状値	目標値（令和6年）
無料法律相談の平均相談件数	4件/回	5件/回